

	議題①についての意見等	区の方考え方など
1	<p>相談6につき、ご本人に無断でクレジットカードが作成されたり、生命保険に加入させられたことが事実であれば、由々しき問題だと思えます。</p> <p>ご本人はおそらく成年なのだと推察されますが、場合によってはご本人の権利擁護のために、成年後見制度の利用も検討する必要があります、具体的相談の内容にもよるでしょうが、そのようなご案内も必要ではないかと感じました。</p>	
2	<p>クレジットカードを作ることに對して、どれだけ理解していたのかが不明。クレジットカードを作ることに對して、誰も教えてくれない。学校や生活センターなどで、クレジットカードの基礎知識のようなものを教えてくれるとよいと感じた。</p>	
3	<p>当所にも相談があったケースがありました。</p> <p>ご本人様から「他機関に相談したところ、それは障がい者虐待にあたる」と言われたとのことで、聴取のうえ、上部には障がい者虐待事案として通報しています。</p>	
4	<p>相談の数が比較的少なく感じます。差別と思われる対応を受けた時に、訴えることが出来ることの理解が進んでいないのではないかと感じました。</p> <p>また、どこに訴えればいいのかも理解が進んでいないのではないかと思います。</p> <p>集計表を見ると、学校・教育、飲食店・小売店、不動産、金融が0件となっているのは、このような場所で差別と思われる対応を受けた時にも訴えていいものであるという認識が浸透していないのではないかと思います。</p>	<p>引き続き、啓発に努めてまいります。</p>
5	<p>相談集計表を見ると参考として記載のある令和2年度、令和3年度と比較して相談件数が減少しています。これは少しずつでも差別解消法が広まり、認識されつつあるのか、それとも単に相談に至っていないだけなのか、気になるところです。</p> <p>資料中の集計数に誤りがあるようです。確認してください。</p>	<p>資料の集計数につきまして修正いたしました。</p>
6	<p>障がいを持つことにより、差別的な対応等を受け困っている人が居ることを理解し、「障害者差別解消法」を周知する必要を痛感する。</p> <p>差別を受けたとされる場面が「行政サービス」であることは誠に遺憾に思う。一番障がい者を理解してほしいところである職員への理解を進める必要を感じる。</p>	<p>職員研修をととして、引き続き職員の障がい理解と啓発を進めてまいります。</p>
7	<p>本校は知的障害のある児童・生徒が通学する学校です。</p> <p>事例6の知的障害のある方への対応について、参考になりました。</p> <p>本校の進路指導やPTAの方とも情報共有しながら、今後の指導に役立てたいと思えます。</p>	

8	<p>コロナ禍のためか相談が少なくなっているように感じる。 相談内容も感染対策が多いように思う。</p>	
9	<p>(1) 障害者差別解消法に係る相談について (質問) 障害者差別解消法に係る相談件数が毎年減少傾向と思われませんが、区としてはその原因についてどのような見解をお持ちですか？</p>	<p>件数が減少していることにつきましては、コロナ感染症拡大防止によるまん延防止等重点措置などの長期化の影響を受けていると考えています。</p>
10	<p>(2) 障害者差別解消法改正施行に際して (質問) 障害者差別解消法改正は、民事事業者に対しての合理的配慮の提供を努力義務から法的義務に上乗せされる内容と聞いています。一方で、2019年に施行された東京都障害者差別解消条例は、すでに民間事業者の合理的配慮の提供を法的義務としています。今回の障害者差別解消法改正施行に伴い、具体的にどのような変化が東京都大田区にゆかりのある障害のある人および民間事業者にもたらされますか？都条例の運用実態と照らして教えてください。</p>	<p>取り組み方について具体的な数字として示されているものはありませんが、合理的配慮の提供が法的な義務になったことで、新たに罰則などが設けられたのかとの問い合わせをいただきました。今後も法の趣旨を理解していただくよう、啓発等に努めてまいります。</p>
11	<p>(3) 障害者差別解消法改正を見据えた理解啓発等の実施 (意見) 障害者差別解消法改正に際して、内閣府障害者政策委員会ではその導入について民事事業者を代表する構成員から深い憂慮が示されてきました。障害者差別解消法改正施行に期待をもつ一方で、法の無理解等から不要なハレーションが起きるのではないかと懸念を持っています。つきましては、障がい者差別解消法における民間事業者への合理的配慮の提供の法的義務化にともなう具体的な変更範囲を生活場面に照らすなどした例示を含む啓発資料を、障害者やその家族の団体や区内の民間事業者の連絡組織等に配布をし、法の理解とともに相談窓口の認知向上をはかり、共生社会実現にむけた取り組みを区としても率先いただくことを期待申し上げます。その際、障害者基本計画が示す通り、障害当事者参画を推進し、プロジェクトには大田区に関係する障害当事者の参画を募り、具体的な役割を発揮してもらうことで、区が基本施策とする地域力の推進にも寄与するものと考えます。前向きなご検討をお願いします。</p>	<p>ご意見、ありがとうございます。</p>
12	<p>(資料4) 相談内容一覧から感じることは、ちょっとした感覚のズレや受取り方の違い、また言葉不足、配慮などで誤解が生じる場面になるということかと思えます。差別解消法によって障がい者が不当な扱いを主張することに躊躇なく発せるようになったとは思いますが、主張の仕方を考えないといけません。「障害」ということを障害のない人も理解していただくことが差別をなくすことに繋がっていくわけですが、「理解」という頭の中だけの漠然とした思いでは、また誤解は生じてくるのだらうと思えます。相談内容に対して誤解を一つひとつ解いていくことがのちの理解につながっていくことになってほしいと思えます。 一覧の6番目にあるような障害当事者の理解の有無が不確かな事例に関しては、知らない間に被害者にならないような対応をお願いしたい。</p>	
13	<p>(資料5) 相談集計表からは、相談件数が前年より減っていることから、コロナ感染症の拡大で外出を控えている障がい者が多いことを表していると思えます。障害理解は障害者が社会に出ていくところから始まるので、コロナ禍が長く続く中、なかなか理解の促進が進んでいけないことに懸念を感じます。</p>	<p>コロナ感染症の影響が長期化しているなかで、新たな日常生活に対応した合理的配慮の提供などについても、取り組んでいく必要があると考えています。</p>

14	<p>れいわが元年度と比べると、相談件数が大幅に（約1/3）に減少している。場面別だと公共交通、学校教育場面での減少が目立つ。</p> <p>差別解消の意識が高まった結果であれば、日頃の取り組みの成果（障がい者理解の促進の為の取り組みや研修など）と思われる。</p> <p>半面、行政サービス場面での増加が気になる。</p>	<p>適切な対応を心掛けるよう、職員研修などを通して職員の啓発に努めてまいります。</p>
15	<p>以前から知的障害者が差別を受けたと感じることが難しいとお話ししてきたと思います。</p> <p>支援者が一緒にいて、差別を受けたと感じ、相談に結び付けばいいのですが、表在化することが難しいのではないかと感じます。</p> <p>また、差別について感じるということの個人差が大きく、また場面も広範囲であり表在化することが難しい一因だと思います。</p> <p>障害者にとってわかりやすい差別解消法となっていくことと同時に、相談を受け止める相談支援も重要となってきます。障害者（特に知的障害者）は差別されていることに気づかない、また差別されていることへの表出がうまくできないということがあります。ご本人たち、ご家族にもわかる差別解消法の理解啓発方法をもっと考えることも必要だと思います。</p>	<p>障がい者本人も含めた、障害者差別解消法の理解・啓発の仕方が課題であると認識しています。今後も機会を捉え、障害理解の周知、啓発に努めてまいります。</p>
16	<p>セクション1や3のように、担当者または監督者の「障害特性や合理的配慮提供」の理解が不十分で起きたと思われる事例については、区の各行政組織における障害者差別解消法等の職員研修実施の有無を調査していただきたいです。</p> <p>私も当事者として、区関係施設等から悲しい思いにさせられた経験があります。</p> <p>協議会の健常者の方には、これが氷山の一角であることを知っていただきたいです。半年間で6事例だけではサンプルが少なすぎる印象です。</p> <p>障害者が差別を受けた時、相談につなげるのは種々の理由で難しいです。相談を待つだけでは実績は上がらず、差別を受けた区民の支援もできません。潜在する相談ニーズを、アンケートや聞き取り等で掘り起こしてください。福祉部長には、障害理解や合理的配慮提供の周知徹底をお願い申し上げます。</p> <p>セクション2, 4, 6については、民間事業者・家庭や個人間で起きる事案への初期段階の介入を担えるような「【障害者】差別解消地域支援コーディネーター【仮称】」を養成し、特別出張所等に配置してはいかがでしょうか。</p> <p>事案を専門機関に紹介したり、事後のフォローもできるでしょう。差別やハラスメントを受けたと感じるのは障害者に限りません。横断的に対象者を広げられたら良いと思います。</p>	<p>適切な対応を心掛けるよう、職員研修などを通して職員の啓発に努めてまいります。</p>
17	<p>6件の相談内容・要旨から</p> <p>相談対応などの時間には、対応者数、相談者数などにより限られた時間内に伺って回答する必要があり、相談者は各自の主張、応対者は現在できる範囲の対応とならざるを得ないと思います。お互いもう少し気持ちに余裕を持ち、お互いの立場を考えた問いかけに対する回答と意見を、双方で確認しながら進めることで、ともに求めた回答が得られるのではないのでしょうか。</p> <p>また相談集計表3では「差別を受けたとされる場面」では、このような対応事例や、研修時間など多くの時間が割かれている「行政サービス」窓口での集計数が多いようである。その都度ヒヤリハットとして共有しPDCAで好ましい対応へと行動変容が望まれます。</p>	

	<p style="text-align: center;">議題②についての意見等</p>	<p style="text-align: center;">区の方考え方など</p>
1	<p>障害者差別解消法が定める合理的配慮の提供については、事業者の理解が不可欠であると思います。 事業者の理解を進めるためには、法律の概念のみならず、やはり具体的な事例をもって理解していただくことが有用と感じるところ、本事例集にはコロナ禍での新しい生活における気づきがたくさん含まれていると思います。 法改正の情報提供に合わせて、ぜひこのような事例集の存在を、事業者にご周知いただくようお願いしたいと思います。</p>	<p>事業者等に対する情報提供につきましては、機会を捉えながら進めてまいります。</p>
2	<p>コロナ禍における障害者への対応方法として、正面ではなく斜め前からの声掛けを推奨しているが、あまり意味がないように思う。むしろフェイスガードやマスクなどをきちんと着用して対応したほうがよいように思う。 車いすの方が、店舗に設置してある手指消毒用のポンプが使えづらいという事例への対策として、自動で消毒液が出るものや動作の軽いものに変えることが提案されていたが、障がい者からこのような申し出があった場合は、店側は必ず対応しなければいけないものなのか。 マスクをしていると表情がわかりづらくて不安になるというケースとして、知的障がい、精神障がい、発達障がいの方の例を示してあるが、知的障害の方で表情がわかりづらくて困るケースというのはどのようなことがあるのか。</p>	<p>状況にあった対応ができるよう、事例検討や事例の共有などを行ってまいります。また、合理的配慮の提供につきましては、提供する側が過度の負担にならない範囲で、双方の建設的な話し合いによって行われるものとされています。従って、ご希望通りに提供できない場合もありますが、他の方法で提供できる場合もありますので、ご相談ください。</p>
3	<p>③その他のNo.7について どのような場面を想定しているのか不明ですが、抗原検査の陰性証明書の提出を求めることが「差別」につながる恐れがあり、安易に提出を求めることは好ましくないと考えます。 例として挙げられるのであれば、安易に求めている印象にならないようにしていただければと思います。</p>	
4	<p>コロナ禍での行動制限で生活の幅が狭まり、より生き辛さを感じていることかと思えます。社会的に様々な配慮はなされるようになってきているとは思いますが、障がいにより配慮すべきことに違いがあり、尚且つ個人により感じ方も違うので、お互いに一方的に主張するのではなく、しっかりとコミュニケーションをとることが大事であると感じました。</p>	
5	<p>合理的配慮は障がいの特性を知らない方には難しいことだと思います。資料6-2のような事例集はとても参考になるのではないのでしょうか。「何かお手伝いすることはありますか？」の一言は簡単そうでなかなか言えないひとことのような事例集の対応策には何度も出てきますね。繰り返しての記載は事例集を読んだ方の中に残ると思います。</p>	
6	<p>障がいを持ちながらコロナ禍における新しい日常生活の制約はかなりの負担を障がい者に課することになる。 消毒・換気・距離に関しては、場面に応じて出来ないこともある。 必要なことは、困っている人を支援するときは、その人に寄り添うように対応することが大切です。</p>	
7	<p>①身体的距離の確保 No.1の事例では、対応のポイント、障がいの特性として視覚的に分かりやすく提示したり、目印を使用したりすることが効果的な場合が多くみられます。 ②マスクの着用、手洗い、消毒 No.5 マスクで表情が見えないことに不安を感じています。という方には聴覚障害の方も入るのでは？</p>	

8	<p>コロナ禍の中、日常生活で必要とする物がネットでしか注文できないことが多くなっている。 障害者や高齢者等、ネットが苦手な方達でも注文できるような合理的で分かり易いシステムが必要だと思ふ。</p>	
9	<p>新しい日常生活において、場面によっては大声を出せない。マスクの着用、ソーシャルディスタンスなど、気を付けなければなりません、障害によっては難しい人が沢山います。 資料6-2の事例集1の対応策のように床に目印をつける、見やすい色で誘導する。案内板など視覚的なもの、またアナウンスによる聴覚的なものでの対応は、障害者に限らず一般的として新しい日常生活のルール化となっています。 環境整備が必要となるアルコール消毒の設置場所や高低の問題、最近多くみられるセルフレジの使われ方は合理的配慮を必要とされますが、やはり介助をお願いできる人のサポートは大きいかと思ふ。 東京都作成のヘルプマークが10年になりますが、だいぶ周知されているかと思ふ。他区ですが、ヘルプマークにつけるヘルプシールというのを作成し、いつも身に付けているヘルプマークに貼っているそうです。「マスクが付けられません」「大声を出してしまうことがあります」「ぜん息で咳が出ます」など、パッとみてすぐわかるようイラストも交えて短文でわかりやすい工夫をされているようです。障害があっても平等に社会で生活していくための助けになればと思ふ。</p>	
10	<p>いただいた別紙6の資料についてはわかりやすく書かれており、これはどこかに配布されるのでしょうか。 「合理的配慮」という言葉はわかりにくいものと以前より感じています。この言葉がもっと広まっていき、日常に溶け込んでいくことを願っています。合理的配慮については、社会、身近な周りの方々の理解が大変重要になっていきます。 資料の中の合理的配慮の提供を行う中での留意点を書いてありますが、 ①本人の意思の確認→障害者における意思決定支援が重要であると、特に最近言われていますが、知的障害者に向けての意思の確認はどうしていくのがいいのか、保護者の私でさえ難しいと感じています。 ②対話についても同様です。 ③合意をもとにした支援とは、ご本人の希望や思いをどう支援に結び付けるか、ここも個人差や障がい特性で大きく違ってきます。</p>	
11	<p>別紙6-2 事例集 ①身体的距離の確保 距離を保って並ぶというのもそもそも理解ができにくいことです。その場に足形マークがあったり、線が引いてあるところもありますが、なぜそうしなければならないのかという本質が分からないと難しい。ですが体験を通じて、身に付いていくことがあります。 ②マスクの着用、手洗い・消毒 ※上記にも書きましたが、知的障害児者の中には、皮膚や口の感覚過敏のために着用できなかったり、なぜ着用しなければならないのか理解ができないということなどから着用がむずかしい場合があります。イラストや写真で説明を受けても難しい場合が多いですが、少しづつでもなれるようトライしている方たちもたくさんいることを知ってほしいですし、できるようになっていく方もいます。</p>	

<p>12</p>	<p>次期「大田障がい施策推進プラン」において、改正障害者差別解消法の定める、事業者による合理的配慮提供の義務化の履行を促す施策を追加していただければ有難いです。</p> <p>【いわゆるバリアフリー化や情報保障のための機器の導入を行うこと等は、「環境の整備」として、「合理的配慮の提供」とは異なる概念になり、努力義務をされています。】：資料6から引用。</p> <p>障害者差別解消法は、障害者権利条約やアメリカ障がい者法を参考にして導入された経緯があります。元々「環境の整備」と「合理的配慮の提供」は不可分なものでしたが法整備の過程で提供側の都合により、障害者本人の意思確認や建設的対話が回避され、現行の様な異なる概念となりました。</p> <p>両者を切り離して、合理的配慮提供の進展は望みません。学識経験者の委員には、アコモデーションやインクルージョンの本来の思想に立ち返り、区の今後の合理的配慮提供のあり方についてご所見をうかがえればと存じます。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、身体的距離の確保等、新たにできたルールがあります。こうしたルールは、障害特性によっては理解することや対応することがむずかしく、障がい者にとって社会的障壁となることがあります。】：資料6から引用。</p> <p>現在はエアロゾル感染のリスクが高いといわれています。身体的距離の確保より、換気等の空間マネジメントを重視したウィズコロナの社会活動が推奨されています。</p> <p>情報のアップデート後もルールが残り、障害者の社会的障壁が増えてはなりません。身体的距離の確保が優先され、障害者差別が増えたり、障害者支援が行えなくなることを危惧します。正しい病気の理解は、障がい者に対する種々の差別解消の一助になります。医療関係の委員には、感染症対策と差別の助長についてご見識をうかがえればと存じます。</p>	<p>次期「大田障がい施策推進プラン」につきましては、障がい者実態調査での意見等を踏まえ、障がい者施策推進会議に諮りながら進めてまいります。</p>
<p>13</p>	<p>資料6,6-2より</p> <p>コロナ禍に対応した日常生活における合理的配慮の提供等についてですが、感染症の対応となると「3密を防ぐ」ことが中心となり、普段より対応に物理的距離をとり、大声は控えてなど意思疎通が普段以上に難しくなります。</p> <p>そのようなときの相談者の申し出は、窓口対応者に対してのみではなく社会全体に向けられているように思います。</p> <p>ですので、このようなアウトラインや事例集を設定しておくことが重要と考えます。</p> <p>これらは今後「共生社会」でさらに求められるものと思います。また、一度作られたからとするのではなく、社会生活の状況など地域の温度差などでも変化していく必要もあります。これらは、特別な学びではなく生活で展開されていくものであることを忘れてはならないと思います。学んだものは、身に着くまでに時間がかかり、生活環境によっても変わって参ります。</p> <p>これらの合理的配慮の提供などは、コロナ禍に限らず日常において常に意識し、使われることが必要です。そのためには、以前から言われている向こう三軒両隣の方々と常にかかわりあっていくことが大切だと思います。</p> <p>初めは学習するのかもしれませんが、徐々に学びは必要度によって使われなくなることがあります。アップデートやバージョンアップも大切ですが、身近なブラッシュアップも大切だと思います。</p>	

14	<p>(2) 障害者差別解消法改正施行に際して(質問) 障害者差別解消法改正は、民事事業者に対しての合理的配慮の提供を努力義務から法的義務に上乗せされる内容と聞いています。一方で、2019年に施行された東京都障害者差別解消条例は、すでに民間事業者の合理的配慮の提供を法的義務としています。今回の障害者差別解消法改正施行に伴い、具体的にどのような変化が大田区にゆかりのある障害のある人および民間事業者にもたらされますか?都条例の運用実態と照らして教えてください。(再掲)</p> <p>(4) 合理的配慮の提供に係る手続きについて(意見) 上記の(2)の意見を踏まえて、合理的配慮の提供に係る手続きについて相談事例等に基づき、見解を述べます。合理的配慮の提供については、一義的に本人の意思確認から手続きが始まる場所ですが、障害者差別解消法基本方針が示すとおり、支援者や家族等の意思表示支援による手続きも可能となっています。そのため、別紙6にある東京都差別解消支援地域協議会部会(3回)資料の記述は必ずしも正確とは言えないので留意が必要と考えます。</p> <p>特に、障害の状態や障害の特性によっては、必ずしも障がい者本人からの意思表示が困難な場合があることを鑑みて、その運用に係る正しい理解啓発が必要と考えます。精神障害の場合、根深い偏見や差別の問題があることやその多くが中途障害であることから、本人がその場で障害の状態を明らかにして、合理的配慮の中身について言語化することに困難が伴うケースが散見されています。このような実態があることを踏まえて、建設的対話の中身をめぐりイメージを具体的に区として例示解説していただき、窓口での説明や啓発資料に取り入れていただくようご検討のほどよろしくお願いいたします。</p>	適切な対応を心掛けるよう、職員研修などを通して職員の啓発に努めてまいります。
15	<p>ひととの接触を減らすために、スーパー・コンビニ等でセルフレジの導入が進んでいるが、それにより、特に知的障害の方は操作できない事への不安から、購入できる店が少なくなっている状況がある。</p>	

	その他	区の方考え方など
1	<p>(5) 精神障害のある人のコロナ禍についての事例(情報提供) 所属団体である精神障害当事者会ポルケでは、「精神障害がある人の新型コロナウイルスの影響後の生活に関するアンケート調査報告書」を発行しています。この冊子は、いわゆる第1波となった2020年4月～5月の緊急事態宣言発令中に実施した精神障害のある人を対象にしたWEB調査の報告レポートが収められています。このWEB調査は多くの方の協力により37都道府県371人の方からの回答をお寄せいただきました。自由記述回答もプライバシー配慮をしながら、精神障害のある人の率直なコメントをそのまま掲載させていただきました。こちらについては既に当会のホームページに公開していますが、冊子版は当事者団体や有識者からコメントをお預かりした内容となっています。議題②に係る事例も多数ありますので、ご入り用であれば申し付けください。</p>	
2	<p>その他 要綱に会長を互選するとあることから、議題にはなかったが石渡先生を推薦する。</p>	

3	<p>会長<small>かいちょう</small>につきましては、東洋英和女学院大学<small>とうようえいわじょがくいんだいがく</small>において障害者福祉論<small>しょうがいしゃふくしろん</small>などを専門<small>せんもん</small>とし、障害のある方の権利擁護<small>しょうがい かた けんりようご</small>などさまざまな取組<small>とりぐみ たずき</small>に携<small>たず</small>わられ、深い知識<small>ふか ちしき</small>を有<small>ゆう</small>しておられる石渡先生<small>いしわたせんせい</small>を推薦<small>すいせん</small>いたします。</p>	
---	---	--

※意見いけんにつきましては、原文げんぶんのまま掲載けいさいしています。